

指定無線設備を購入されたお客様へ

(販売店名又は販売者名)

1. 無線局を開設するには免許が必要です

お客さまが購入された無線設備は、電波法令により指定無線設備となっています。この無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは、総務大臣の免許を受けなければなりませんのでご注意ください。

指定無線設備とは、無線局の開設に免許が必要となる無線設備のうち、以下のものをいいます。

- ① 26. 1MHz を超え 28MHz 未満の電波を送信に使用する無線電話の無線設備
(ただし、27. 524MHz の周波数の電波を使用する注意信号発生装置を備え付けている無線設備、または航空機に施設された無線設備を除く。)
- ② 144MHz を超え 146MHz 以下、または 430MHz を超え 440MHz 以下の電波を送信に使用する無線電話の無線設備
- ③ 715MHz を超え 748 MHz 以下、770MHz を超え 803 MHz 以下、815 MHz を超え 845 MHz 以下、860 MHz を超え 890 MHz 以下、900 MHz を超え 915 MHz 以下、945 MHz を超え 960 MHz 以下、1,427. 9 MHz を超え 1,462. 9 MHz 以下、1,475. 9 MHz を超え 1,510. 9 MHz 以下、1,710MHz を超え 1,785MHz 以下、1,805MHz を超え 1,880MHz 以下、1,920MHz を超え 1,980MHz 以下、または 2,110MHz を超え 2,170MHz 以下の電波を受信し、増幅して送信する無線設備

2. 免許を受けずに開設し、または運用した場合は罰則があります

無線局の免許を受けずに無線局を開設し、または運用した者は、電波法により1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます。

3. 免許を受けるには免許申請が必要です

無線局の免許を受けるためには、総合通信局に免許申請書を提出する必要があります。詳しくは、総合通信局にお問い合わせください。

管轄区域	総合通信局の名称、所在地、電話番号
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局（無線通信部陸上課） 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 電話 096-326-7865